

# 教えて！市役所 介護保険について、あなたはどのくらい 知っていますか？

**広** 報3月号でもお知らせしましたが、4月から介護保険制度の一部が改正されます。今月号は、介護保険について問い合わせのありました質問についてお答えします。

**Q** 地域包括支援センターとは？

**A** 地域包括支援センターとは、介護予防に関する支援や計画作成、地域支援事業など、介護を必要とする方々への総合的な支援を行う拠点のことです。

地域包括支援センターには、保健師のほか、高齢者虐待をはじめ各種の相談にのる社会福祉士、介護が困難な方をサポートする主任ケアマネジャーの三人が常駐しています。設置場所は保健福祉センター<sup>1</sup>は「とふる」です。

**Q** 新しく始まる介護予防事業とは？

**A** 留萌市で予定している事業  
運動器の機能向上事業

介護や支援が必要となるおそれのある高齢者の方を対象に、3カ月週2回(を期間として、その人にあつた体操などにより、体の機能向上を図る事業です。

**口腔機能の向上事業**

高齢者の方が、おいしく、楽しく、安全な食生活を営むことができるよう、摂食、嚥下(飲み込む)機能の向上、気道感染予防、栄養改善、食べることの楽しみの向上を目的に、口腔、義歯清掃法の指導、歯科保健指導等を実施する事業です。

現在この他の事業も検討中です。事業の対象となる方には個別にご連絡いたします。

**Q** 介護保険料の見直しは？

**A** 介護保険料は、3年に一度見直しをしています。今年はその見直しの年にあたり、平成18年度から平成20年度の介護サービスがどれくらい利用されるかを計算して保険料を算定しました。(左記のとおり)

介護保険料が見直されます

保険料の段階	対象者	介護保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が住民税非課税の場合等	24,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額、合計所得金額が80万円以下の場合	24,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の場合	36,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合等	48,800円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合等	61,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合	73,200円

**Q** 申請手続きの場所は？

**A** 介護申請手続きは、次の2カ所で行っています。

留萌市保健センター<sup>1</sup>は「とふる」いきがい課介護保険係  
☎49・2558  
五十嵐町1丁目1番10号  
市役所社会福祉課総合相談窓口  
☎42・1807(内)154  
幸町1丁目11番地

## ★お問い合わせ★

留萌市五十嵐町1丁目  
保健センターは「とふる」  
留萌市生活福祉部  
いきがい課介護保険係  
☎49・2558内線122・123  
(介護保険制度のことについて、聞きたいことはありませんか？  
気軽にお尋ねください。)